

(参考資料)

令和3年度 町単工第3-1号
高知県 幡多郡黒潮町 入野

町営住宅万行第4団地トイレ等改修工事

実施設計書

履行期限 令和4年7月29日迄

数量入設計書(参考資料)

この参考数量は見積りの参考として貸与するものであり、工事請負契約の設計図書ではありませんので、この参考数量に関する質疑は受け付けできません。

入札参加者は、設計図書により積算してください。
入札時に設計図書とともに返却してください。

工事概要

既存トイレ改修 …… 1式

外部軒先改修 …… 1式

特記仕様書

1 設計図書

建設工事請負契約書第1条第1項の規定による共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次の仕様書とする。（以下「標準仕様書」という。）

- ・ 公共建築工事標準仕様書 （ ・ 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編 ） 平成28年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 （ ・ 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編 ） 平成28年版
- ・ 木造建築工事標準仕様書 平成25年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 平成24年版

2 施工条件

- ・ 工事及び作業用地の範囲は、図示による。
- ・ 作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として、8時から17時迄とするが、特記仕様書に記載がある場合はそれを優先する。
ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を得ること。

3 分別解体等及び再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）〔平成12年5月31日 法律第104号〕により適正に施工すること。

※対象となる建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計(増築は増築部分のみ) 500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

※分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

4 産業廃棄物の処理について

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期限内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその「E票」の写しを提出しなければならない。
ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその「B2票」又は「D票」の写しを提出し、最終処分終了後すみやかに「E票」の写しを提出しなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は監督職員と別途協議するものとする。
- 2 受注者は、産業廃棄物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替え保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をすること。（各積載重量別車両毎に1工程以上）
また、搬出先の処分場1カ所につき1回以上、運搬車が処分場に到着した時において、運搬車の荷姿、車両ナンバー及び産業廃棄物を収集運搬している旨の表示が確認できる写真に加え、処分場の名称が分かる看板等と運搬車が一緒に写った写真を撮影し、搬出時の写真とあわせて必要に応じて監督職員に報告すること。

5 再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、再生資源利用計画書は施工計画書、実施書は完成資料と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式2）をCOBRISにより作成し、再生資源利用促進計画書は施工計画書、実施書は完成資料と併せて提出しなければならない。
- 3 COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）から、利用申請等を行うことができる。
- 4 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

6 工事实績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関（<http://ct.jacic.or.jp/>）に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

7 火災保険の加入

保険対象金額は次を標準とし、造作材搬入、電気設備配線、機械設備配管又は機器搬入のうち最も早い時期以前に加入する。契約の終期は、工事完了予定日後30日以上とし、保険証書（火災保険証券）の写しを監督職員に提出する。

構 造 種 別	建 築 主 体 工 事	電 気 ・ 機 械 設 備 工 事	備 考
鉄筋コンクリート造	直接工事金額の60%以上	屋内工事金額の100%	① 改修、模様替え工事は、直接工事金額の90%以上とする。 ② 防水改修工事の場合は、漏水に対する保険の加入を奨励する。 ③ 特殊な工事は、監督職員と協議する。
木造・鉄骨造	直接工事金額の90%以上		

8 建設業退職金共済組合

受注者は、原則として建設業退職金共済組合に加入し、工事請負契約締結後30日以内に掛金収納書を担当課に提出すること。

9 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請契約工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

10 提出書類

- 1 提出書類は、本書、指名通知書の入札条件、関係法令及び高知県の定める建設工事契約事務処理要領の各規定、請負契約書並びに設計図書によることとし、その他の提出書類は次のものとする。

提 出 書 類	提 出 時 期	備 考
工事費内訳明細書 工 事 日 誌	契約後10日以内 工事完成時及び監督職員の請求時	数量は、受注者積算による細目別内訳書。 請負金額が500万円以上の工事について提出。

(注1) 提出書類は、指定がないかぎり工事監督職員に一部提出すること。

(注2) 書類の提出にあたっては、建築工事提出書類一覧表を参考とすること。

- 2 施工体系図は、各下請枠の下部枠外に下請契約の金額及び一次下請については各下請ごとの比率を記入し、また、一次下請合計金額及び合計比率を用紙左の空白部に記入したものを、下請契約書の写しを添付し監督職員に提出する。（掲示にあたっては施工体系図への金額及び比率の記載は不要。）
交通整理、場内整理、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬等は施工体系図に記載すること（下請総額の範囲から除外し、下請金額及び比率の記入不要。また、施工体制台帳への記入不要）。ただし、産業廃棄物処理業者による運搬は記載不要。

11 県内産資材の優先使用

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は、高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

12 個人情報の保護について

受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、高知県個人情報保護条例を遵守すること。

（参考）個人情報保護制度に関するアドレス

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-kojin-index.html>

13 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下不当介入という）の排除について

- 1 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「黒潮町建設工事指名停止措置要領」に基づき、指名停止を行うものとする。

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I トイレ改修工事		1	式			
直接工事費計						
共通仮設費		1	式			
現場管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
共通費計						
合計						
消費税	10%					
総合計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I トイレ改修工事						
1 仮設・解体撤去工事		1.0	式			
2 左官・タイル・内装仕上工事		1.0	式			
3 衛生器具設備工事		1.0	式			
4 外部軒先補修工事		1.0	式			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 仮設・解体撤去工事						
墨出し	仕上墨出し・共同住宅	29.4	m ²			
床養生		145	m ²			
清掃・片付け	工事中・	145	m ²			
余白						
タイル張り部カッター切		71.0	m			
タイル張り研り撤去		29.4	m ²			
非水洗和風便器撤去		20.0	箇所			
研りガラ処理	タイル・コンクリート・陶器	7.2	t			
運搬	2トン車 10k	4.0	台			
仮設トイレリース料 2か月	兼用型簡易水洗トイレ	3.0	台			
仮設手洗いリース料 2か月	手洗いユニット	3.0	台			
仮設トイレ・手洗い運搬	搬入・撤去	2	台			
汲み取り代	仮設分のみ	4	箇所			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2 左官・タイル・内装仕上工事						
溶接金網	6*100*100	29.4	m ²			
モルタル	1：3	2.1	m ³			
モルタル金コテ押え	手間のみ	29.4	m ²			
100角カラータイル張り		13.4	m ²			
C F シート張り	t 2 複層ビニル床シート	29.4	m ²			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3 衛生器具設備工事						
簡易水洗洋風便器	AF50BN-L1	20.0	組			
普通便座	DNB001-L1	20.0	組			
胴短水栓	T23AUN13C	20.0	個			
分岐バルブ	B24-13	20.0	組			
フレキチューブ	T14-13 L1.50m 付属バンド含む	20.0	組			
手摺 I型600mm	TS134GY6S #NW1	20.0	組			
器具取付料		1.0	式			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4 外部軒先補修工事						
爆裂調査	特殊作業員	2.0	人			
高所作業車損料	オペレータ含む	14.3	日			
爆裂部処理	浮き上がり部 W100・t30程度	39.5	m			
研りガラ処理	無筋コンクリート	0.1	m3			
運搬	2トン車 10k	1.0	台			
	※爆裂部処理＝鉄筋防錆処理・ポリマーセメントモルタル塗り					
計						